

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和7年5月28日
契約業者名	株式会社建設技術研究所 東京本社
契約業者の住所	東京都中央区日本橋浜町三丁目21番1号
業務の名称	R6 烏川・神流川流域砂防施設設計業務
業務場所	利根川水系砂防事務所管内
業種区分	土木関係コンサルタント業務
業務概要 (変更した内容について記述する)	<ul style="list-style-type: none">・道路概略設計 (増工)・道路詳細設計 (増工)・砂防堰堤予備設計 (増工)・流木対策施設設計 (増工)・流木対策工詳細設計 (増工)・溪流保全工調査 (増工)・橋梁修正設計 (増工)・法面工詳細設計 (増工)
履行期間 (自)	令和6年11月6日
履行期間 (至)	令和7年11月28日
変更前の契約金額	33,847,000 円 (税込)
変更金額 (増)	31,119,000 円 (税込)
変更後の契約金額	64,966,000 円 (税込)
変更理由	<ol style="list-style-type: none">1. 鬼久保沢砂防堰堤の道路概略設計を削除する。また、兎沢川砂防堰堤及び西堀沢砂防堰堤において、道路概略設計の必要性が生じたため、本業務に追加する。2. 三沢川床固群において、工事用道路設計の必要性が生じたため、本業務に追加する。3. 鬼久保沢砂防堰堤の堰堤予備設計を削除する。また、兎沢川砂防堰堤及び西堀沢砂防堰堤において、砂防堰堤予備設計の必要性が生じたため、本業務に追加する。4. 霧積川本川流域及び墓場尻川流域において、流木対策施設計画の必要性が生じたため、本業務に追加する。5. 霧積川上流砂防堰堤及び湯ノ沢砂防堰堤において、流木対策設計の必要性が生じたため、本業務に追加する。6. 霧積川床固群において溪流保全工調査の必要性が生じたため、本業務に追加する。7. 三沢橋において、橋梁修正設計の必要が生じたため、本業務に追加する。8. 野栗沢において、法面工詳細設計を行う必要性が生じたため、本業務に追加する。9. 上記変更に伴い、履行期間を令和7年11月28日まで延伸する。